

# 重要事項説明書

## (目的)

第1条 みんなの家いずみ（以下「当施設」という。）は、要支援2及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、家庭的な環境のもとに食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行い、能力に応じ可能な限り自立できるよう介護を提供し、一方、利用者は当施設に対し、そのサービスに対する料金をお支払いいただくことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本説明書は利用者が重要事項説明書に同意されたときから効力を有します。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本説明書、別紙1及び別紙2の改定が行われないう限り、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、家族の変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。

## (利用者からの解除)

第3条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の介護サービス計画にかかわらず、本説明書に基づく入居利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

## (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本説明書に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要支援1か自立と認定された場合
- ② 共同生活の秩序を乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき、又はその恐れが明白なとき
- ③ 利用者が、本説明書に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護サービスの提供を越えると判断された場合
- ⑤ 入居の要件に関して、虚偽の届出を行って入居したとき
- ⑥ 入居者が、当施設の信用、名誉を毀損する行為、又は当施設との信頼関係を破綻に導く行為が認められた場合。ただし、入居者と特別な関係を有する者のそれら行為も同様とする
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

## (利用料金)

第5条 利用者は、当施設に対し、本説明書に基づく入居の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び家族が指定する交付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、所定の方法により交付する。

## (現金払いの場合)

当施設は前月料金の合計額の請求書、領収書を毎月10日以降に事務所に用意し、利用者又は家族は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。  
(指定口座引き落としの場合)

当施設は前月料金の合計額の請求書を毎月10日以降に事務所に用意し、指定金融機関の口座より通常18日(金融機関等が休業日の場合には翌営業日となります。)に引き落とし、領収書は領収確認後の毎月25日以降に事務所に用意します。

<指定口座引き落としが可能な金融機関>

ゆうちょ銀行・岡山西農業協同組合・中国銀行・吉備信用金庫

3 当施設は、利用者又は家族から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者に領収書を事務所にて手渡します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の入居に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当法人の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、当施設職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 当施設職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(虐待の防止等)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について当施設職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) 虐待を発見した職員は、速やかに市町村に報告し、職員には市長村の通報先を周知します。

(業務継続計画の策定等)

第9条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提

供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 当施設は、当施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### （秘密の保持）

第10条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の次号についての情報提供については、当施設は、利用者から予め同意を得たうえで行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療機関等への介護情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを遵守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### （緊急時の対応）

第11条 当施設は、サービスの提供を行っているときに、利用者の心身の状態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、当施設の協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとします。

#### （事故発生時の対応）

第12条 当施設は、サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置は、関係書類に記載するものとします。
- 3 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### （要望又は苦情等の申出）

第13条 当施設は、入居者からの苦情に迅速に、かつ、適切に対応するため苦情窓口を設けます。

苦情受付担当者 管理者

電話番号 0866 - 94 - 5000

また、当施設以外に、市町村、国保連合会の相談・苦情窓口等に苦情等を伝えることができます。

総社市長寿介護課介護保険係

電話番号 0866 - 92 - 8369

岡山県国民健康保険団体連合会

電話番号 086 - 223 - 8811

- 2 当施設は、苦情申立に関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行います。

#### （情報公開）

第14条 当施設は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、総社市にグループホームに係る情報提供を行うものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

みんなの家いずみのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名                   みんなの家いずみ
- ・開設年月日           平成13年4月16日
- ・所在地                 岡山県総社市小寺990
- ・電話番号              0866 - 94 - 5000

(2) 目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした施設です。

この目的に添って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<運営方針>

- ① 利用者の人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。また、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とするサービスを提供します。
- ② 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ③ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。
- ⑤ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

(3) 職員体制及び業務内容

職 種	人 員	業務内容	備 考
管理者	1名	管理業務	計画作成担当者及び 介護従事者と 兼務可能
計画作成担当者	1名	介護計画の作成	介護従事者と 兼務可能
介護従業者	入居者3名に対して介 護従業者1名以上	入居者の介護	

(4) 入居定員 9名 (全室個室)

2. サービスの内容

- ①介護サービス計画の作成
- ②食事の提供

- ③入浴
- ④排泄
- ⑤介護
- ⑥相談援助サービス
- ⑦行政手続代行
- ⑧その他

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

#### ・協力医療機関

名称 泉クリニック  
住所 総社市小寺 995 - 1

#### ・協力歯科医療機関

名称 たんぼぼ歯科クリニック  
住所 総社市小寺 985 - 1

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 医療連携体制

当施設では以下の機関との契約により、医療連携を実施しています。

- ・名称 いずみ訪問看護ステーション
- ・住所 総社市小寺 995 - 1

### 5. 施設利用にあたっての留意事項

#### (1) 外出

入居者が外出しようとするときは、その都度外出先、用件、帰着予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

#### (2) 健康保持、身体機能の低下防止

入居者は自ら健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、その為に提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

#### (3) 身上変更届出

入居者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出なければならない。

#### (4) グループホーム内禁止事項

- ①他の入居者を排撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ②他の入居者とケンカ若しくは口論をなすこと。
- ③持ち込みを制限若しくは禁止している物品を持ち込むこと。
- ④故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又はこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと。
- ⑤施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑥無断で備品の位置又は形状を変えること。

### 6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、誘導等
- ・防災訓練 年2回

## 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用していただくために、入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定に政治活動」は禁止します。

## 8. その他

- ・当施設についての詳細は、パンフレット等を用意しておりますので、ご請求ください。
- ・入院された場合、退院が見込まれる場合は、退院後再入居の受入体制を整えています。

<別紙2>

みんなの家いずみ利用料（1ヶ月を30日とした場合）

基本料金	内 訳	1 日	30 日	内 訳
	家 賃（個 室）	1,500 円	45,000 円	月の途中に入居の時は、日割り計算とします。
	管 理 費	520 円	15,600 円	電気・水道・ガス等管理に要する費用。
	食 材 料 費	1,030 円	30,900 円	食材料費は1食単位でなく、1日単位とします。
	小 計	3,050 円	91,500 円	*管理費・食材料費は入居者が不在となる間（外泊（入院）初日及び帰所日を除く）は請求いたしません。ただし、家賃の支払いは生じます。

介護保険報酬負担額につきましては、厚生労働大臣が定める介護保険報酬額により、利用した実日数の介護保険報酬額に、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をお支払いいただきます。								
基本部分	内 訳 (1日あたり)		1割負担	2割負担	3割負担	内 訳		3割負担
	要支援2		761 円	1,522 円	2,283 円	要介護3	824 円	1,648 円
要介護1		765 円	1,530 円	2,295 円	要介護4	841 円	1,682 円	2,523 円
要介護2		801 円	1,602 円	2,403 円	要介護5	859 円	1,718 円	2,577 円
介護保険料一部負担金	初期加算		30 円	60 円	90 円	入居日より30日間に限り加算されます。 医療機関に1ヶ月以上入院後、退院して再入居された場合も加算されます。		
	医療連携加算（Ⅰ）ハ		37 円	74 円	111 円	クリニック若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。 クリニック若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。		
	医療連携加算（Ⅱ）		5 円	10 円	15 円	算定日が属する月の前3ヶ月間においていずれかに該当する状態の入居者が1名以上であること。 (喀痰吸引、経鼻胃管や胃瘻、人工呼吸器使用、中心静脈注射、人工腎臓、常時モニター測定、人工膀胱若又は人工肛門、褥瘡の治療、気管切開、留置カテーテル、インスリン注射)		
	協力医療機関連携加算		100 円/月	200 円/月	300 円/月	入所者等の病状が急変した場合当において、医師又は看護師職員が相談対応・診療を行う体制を常時確保していること。		
	退去時情報提供加算		250 円/回	500 円/回	750 円/回	医療機関へ退所する場合、入所者の同意を得て、生活履歴等を示す情報を提供した場合、入所者1名につき1回限り算定可能。		
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	協力医療機関と新興感染症以外の感染症発生時の取り決め及び連携し、診療報酬における感染対策向上加算等に届を行った医療機関と研修又は訓練に年1回以上参加した場合		
		(Ⅱ)	5 円/月	10 円/月	15 円/月	診療報酬における感染対策向上加算等に届を行った医療機関から、3年に1回以上感染制御等の指導を受けた場合		
	新興感染症等施設療養費		240 円	480 円	720 円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合適切な対応を行った上で介護サービスの提供を場合(1ヶ月に1回、連続する5日を限度)		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22 円	44 円	66 円	介護福祉士が70%以上配置している場合に加算されます。		
	利用者の入院期間中の体制		246 円	492 円	738 円	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について適用されます。		



認知症チーム ケア推進加算	(I)	150 円/月	300 円/月	450 円/月	入所者総数の認知症者の占める割合が2分の1以上であること、認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぎ、出現時に早期対応するため平時から取組を推進した場合
	(II)	120 円/月	240 円/月	360 円/月	
生産性向上 推進体制 加算	(I)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	(II)の要件を満たし、データにより業務改善が確認されていること、また業務改善の効果を示すデータを1年に1回以上提供した場合
	(II)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合
栄養管理 体制加算		30 円/月	60 円/月	90 円/月	管理栄養士が、スタッフに対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1以上行った場合。
口腔・栄養 スクリーニング 加算		20 円/回	40 円/回	60 円/回	利用開始日及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合。
生活機能 向上 連携加算	(I)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	医療提供施設の医師等から助言を受けて、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画の作成を行った場合。 (3ヶ月に1回)
	(II)	200 円/月	400 円/月	600 円/月	医療提供施設の医師等が訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行った場合。
若年性認知症 利用者受入加算		120 円	240 円	360 円	個別に担当者を定め、その者を中心に入居者の特性やニーズに応じたケアを提供した場合
退居時相談 援助加算		400 円	800 円	1,200 円	退居後、自宅や地域での生活を継続できるように相談援助を行った場合に加算されます。
看取り 介護加算 (要支援2のご利用 者を除く)		72 円	144 円	216 円	看取りケアを行った場合に加算されます。 (死亡日以前31日以上45日以下)
		144 円	288 円	432 円	看取りケアを行った場合に加算されます。 (死亡日4日以上30日以下)
		680 円	1,360 円	2,040 円	看取りケアを行った場合に加算されます。 (死亡日以前2日又は3日)
		1,280 円	2,560 円	3,840 円	看取りケアを行った場合に加算されます。 (死亡日)
認知症専門 ケア加算 (I)		3 円	6 円	9 円	研修を終了しているものが1名以上いる場合。
夜間支援体制加算 (I)		50 円	100 円	150 円	夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従事者を配置している場合において、常勤換算法で0.9人以上の介護従事者を配置。見守り機器の導入割合が10%以上。介護サービスの質の確保及び職員の軽減に資する方策を検討する委員会を設置し、検討が行われている場合。
科学的介護 推進体制加算		40 円/月	80 円/月	120 円/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の情報を厚生労働省に提出した場合
介護職員処遇 改善加算 (I)		所定単位数×186/1000 (厚生労働大臣基準に全てに適合の場合)			

(その他の費用) 同意の上、利用した入居者からお支払いいただきます。

個人電気器具使用料 (テレビ・電気毛布等使用の場合) 1種 55 円/日

電話使用料 (個人で使用した電話料金) 実費

おしめ代 実費

理美容代 カット 2,000 円

顔ぞり 700 円

\*原則、料金は税込み表記します。

その他、入居者、又はその家族が希望する自己負担が適当と考えられるものは、実費お支払いいただきます。

## 重度化した場合における対応に係る指針

認知症対応型共同生活介護において重度化した場合における対応については、環境の変化を受けやすい認知症高齢者が可能な限り継続して当施設で生活を維持できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が図れるように努める。

### I 日常的な健康管理

入居者の日常的な健康管理は以下の協力のもとに行うものとする。

協力機関 いずみ訪問看護ステーション

- \* いずみ訪問看護ステーション看護師による健康管理
- \* 24時間連絡体制の整備

### II 通常時及び急性期における連携体制

いずみ訪問看護ステーション看護師の協力のもと、主治医又は協力医療機関泉クリニックへの連絡・調整を図る。

入居中の通常時及び急性期に対する対応は、主治医又は協力医療機関泉クリニックの指示に応じ受診・往診等適切に対応する。ただし、以下の場合には当施設での対応は困難である。

- ・主治医又は協力医療機関泉クリニックより医療機関への入院による対応が必要であると診断され、当施設での対応が主治医又は協力医療機関泉クリニック医師より困難である指示を受けた場合。
- ・入居中に行なう急性期の医療行為を当施設の職員で求められる場合。

### III 入院中の取り扱い

入居者の入院中の取り扱いについては、家賃の支払いが生じる。食費・管理費は入居者が不在となる間（入院初日及び帰所日を除く）は請求を行わない。

### IV 受診について

協力医療機関への受診は原則当施設の職員が行う。ただし、協力医療機関以外の医療機関への受診に対する付き添い援助は原則当施設の職員は行えない。（緊急搬送を除く）

医療機関への受診に対する医療保険の費用は原則入居者の負担となる。

### V 協力医療機関

泉クリニック

たんぼぼ歯科クリニック

### VI 看取りに関して

別紙、看取りに関する指針に基づく

## 看取りに関する指針

### 1. 当施設における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行うことである。

### 2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられる。

施設での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、施設は入居者または家族に対して以下の確認を事前に行い理解を得る。

- ① 施設における医療体制の理解（協力医療機関泉クリニックとも連携し必要時は24時間のいずれも訪問看護ステーションとの連絡体制を確保して緊急時や必要に応じ健康上の管理等の対応すること。）
- ② 病状等の変化等に伴う緊急時の対応については、勤務職員が緊急連絡体制に基づきいずれも訪問看護ステーション看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。いずれも訪問看護ステーション看護師は医師と連絡をとり判断すること。（夜間も同様）  
緊急性が高いと判断される場合には直接勤務職員が協力医療機関泉クリニック医師に連絡を行うこともある。（夜間も同様）
- ③ 家族との24時間の連絡体制を確保していること
- ④ 看取りの介護に対する家族の同意を得ること

### 3. 看取り介護の具体的支援内容

#### ① 利用者に対する具体的支援

##### I. ボディケア

・バイタルサインの確認 ・環境の整備を行う ・安寧、安楽への配慮 ・清潔への配慮 ・栄養と水分補給を適切に行う ・発熱、疼痛への配慮

##### II. メンタルケア

・身体的苦痛の緩和 ・コミュニケーションを重視する ・プライバシーへの配慮  
・全てを受容してニーズに沿う態度で接する

#### ② 家族に対する支援

・話しやすい環境への配慮 ・家族関係への支援にも配慮する ・希望や心配事に真摯に対応する  
・家族の身体的、精神的負担の軽減への配慮する ・死後の援助

### 4. 看取り介護の具体的方法

#### ① 看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般的に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より入居者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を施設

で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

## ② 医師よりの説明

I. 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じ、当該入居者の家族に連絡をとり、日時を定めて、施設において医師より入居者または家族へ説明を行う。この際、施設でできる看取りの体制を示す。

II. この説明を受けた上で、入居者または家族は入居者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができる。医療機関に入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行う。

## ③ 看取り介護の実施

I. 家族が施設内での看取り介護を行うことを希望した場合は、計画作成担当者は医師、看護師（いずみ訪問看護ステーション）、管理者、介護職員等と協働して看取り介護の計画を作成すること。なおこの計画は医師からの入居者または家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることも考えられること。

II. 看取り介護に関しては、家族の協力体制（家族の面会、付き添い等）のもとに居室の提供を積極的に行う。ただし、入居者の家族が施設で提供する食事を希望される場合には入居者の食費に準じ支払うものとする。

III. 看取り介護を行う際は、継続的に家族の精神的援助（現状説明、相談、こまめな連絡等）を行い、カンファレンス毎に適時説明を行い家族の意向を確認し同意を得ること。

IV. 施設職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように入居者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。

## 5. 緊急時の連絡と対応について

当施設の緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切な連絡を行うこと。

## 6. 協力医療機関との連携

当施設は協力医療機関である泉クリニック及び医療連携協力機関であるいずみ訪問看護ステーション看護師との連携により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとっている。

## 個人情報の利用目的

(平成17年10月1日現在)

当法人では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【介護サービスご利用者への介護の提供に必要な利用目的】

[介護関係事業者の内部での利用目的]

- ・ 当該事業者が介護サービスのご利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスのご利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該ご利用者の医療・介護サービスの向上
  - その他、当施設の管理運営業務に関する利用

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当該事業者等がご利用者等に提供する介護サービスのうち、
  - 当該ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務の委託その他業務委託
  - その他の業務委託
  - ご家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち、
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[介護関係事業者の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
  - 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力
  - 介護保険施設等において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 介護関係事業者の管理運営業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供

# 利用同意書

「みんなの家いずみ」を利用するにあたり、重要事項説明書及び別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。尚、必要に応じてサービス担当者会議等において、個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

<ご入居者>

住 所

氏 名

<ご家族>

住 所

氏 名

みんなの家いずみ

管理者 殿

## 【請求書・明細書及び領収書の交付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

## 【緊急時及び事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	